

## 至誠館大学危機管理規程

### (目的)

- 第1条 この規程は、至誠館大学（以下「本学」という。）において、発生する様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、危機管理及び危機対策等を定めることにより、本学の職員及び学生等の安全確保を図るとともに、本学の社会的な責任を果たすことを目的とする。
- 2 本学の危機管理及び危機対策については、他の法令等並びに本学の規程等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 「職員及び学生等」

本学の役員等、職員、学生（科目等履修生及び研究生を含む。）及び本学において業務を行うことが認められている者

(2) 「危機」

災害のほか、テロ、重篤な感染症などの重大な事件や事故で職員及び学生等の生命若しくは身体又は本学の財産、名誉若しくは組織の存続に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事象及び状態

(3) 「危機管理」

危機が生じた際にどのように対応すべきか組織を指導し、管理する調整された活動

(4) 「危機対策」 危機発生の予防及び被害軽減のために平常時から行う措置並びに危機発生時において被害を最小限に抑制するための緊急の対応

### (危機管理のための学長等の責務)

- 第3条 学長は、本学における危機管理及び危機対策を統括する責任者であり、危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 学部長及び事務局長は、学長を補佐し、危機管理の推進に努めなければならない。
- 3 職員は、その職務の遂行にあたり、危機管理に努めなければならない。

### (学長の代理者)

- 第4条 学長が外国出張等により不在の場合並びに学長に事故があるときは、別表に定める代理者がその職務を代行する。

### (大学運営会議)

- 第5条 学長は、本学における危機管理の実施に関し必要な事項を検討するため、至誠館大学運営会議（以下「大学運営会議」という。）を設置する。
- 2 大学運営会議の運営に関しては、大学運営会議規程の定めるところによる。

(危機に関する通報等)

第6条 職員及び学生等は、緊急に対処すべき危機が発生し又は発生するおそれがあることを発見した場合は、原則として総務課長に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた総務課長は、速やかに当該危機の状況を確認し、必要な措置を講じなければならない。

(危機対策本部の設置)

第7条 学長は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危機対策を講じる必要があると判断する場合は、速やかに危機対策本部を設置するものとする。

2 前項の危機対策本部は、原則として総務課に設置するものとし、総務課に置くことができない場合は、状況に応じて他の部署等に設置するものとする。

3 危機対策本部の構成は、次のとおりとする。

(1) 本部長 学長をもって充て、危機対策本部の業務を総括する。

(2) 副本部長 学部長及び事務局長をもって充て、本部長を補佐する。

(3) 本部員 各課長及び本部長が指名する者をもって充てる。

4 危機対策本部の事務は、総務課が処理し、関係する部署等から事務局長が指名する者が参画する。

5 危機対策本部の組織及び緊急連絡体制等の必要な事項は、学長があらかじめ定め教職員に周知しておくものとする。

6 危機対策本部は、本部長が危機の収束の宣言を行ったときに解散するものとする。

(危機対策本部の業務)

第8条 危機対策本部の業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 危機の情報収集及び情報分析

(2) 危機において必要な対策の決定及び実施

(3) 職員及び学生等への危機に関する情報提供

(4) 危機に係る関係機関との連絡調整

(5) 危機に関する報道機関への情報提供

(6) 各教室及び各部署の危機対策本部との連携に関すること

(7) その他危機への対応に関して必要な事項

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

制定 平成19年 4月 1日 (制定)

改正 平成26年 4月 1日 (第1回改正)

平成28年 6月 1日 (第2回改正)

平成31年 4月 1日 (第3回改正)

別表

学長に事故等があるときの代理者

順位	代理者となる者
1	副学長
2	学部長
3	事務局長